

GGD

PNC TN7420 94-012

公開資料

豪州先住民の土地所有権を巡る動き —マボ判決とその後—

1994年9月

動力炉・核燃料開発事業団
東濃地科学センター

公開資料
PNC TN742094-012
1994年 9月

豪州先住民の土地所有権を巡る動き

-マボ判決とその後-

和田 洋明¹⁾
山田 康夫²⁾

要旨

オーストラリアで探鉱・開発を行う場合、当該地域に先住民の土地所有権が存在する場合、先住民の同意が必要である。1992年6月、連邦最高裁は今後のウラン探鉱・開発に影響大と考えられる「マボ判決」を下した。

本稿はマボ判決とその影響について、関係者の理解に資するため、以下の資料を編集したものである。

1. 「マボ判決と投資環境」

PNCオーストラリア法人（山田）：1994年7月

2. オーストラリア政府発行の "Mabo, The High Court Decision on Native Title-Discussion Paper, June 1993 の Summary 部分の翻訳

鉱床解析室（和田）：1993年9月

3. オーストラリア マボ問題について--その経緯と（特に鉱業への）影響

国際部資源開発室（永島）：1994年5月

複製又はこの資料の入手については、下記にお問い合わせ下さい。
〒509-51 岐阜県土岐市泉町定林寺959-31

動力炉・核燃料開発事業団
東濃地科学センター
技術開発課

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to: Geotechnics Development Section, Tono Geoscience Center, Power Reactor and Nuclear Fuel Development Corporation 959-31, Jorinji, Izumi-machi, Toki-shi, Gifu-ken 509-51, Japan

© 動力炉・核燃料開発事業団 (Power Reactor and Nuclear Fuel Development Corporation) 1994

¹⁾ 東濃地科学センター 鉱床解析室

²⁾ PNCオーストラリア法人

目 次

1. 「マボ判決と投資環境」	1
1) マボ判決と投資環境	
2) キーティング首相の野望	
3) 連邦マボ法 (Native Title Act)とその問題点	
4) 西オーストラリア州マボ法 (The Land Bill)の概要と問題点	
5) 今後の問題点	
6) あとがき	
2. "Mabo, The High Court Decision on Native Title-Discussion Paper, June 1993" のSummary部分の翻訳	18
3. オーストラリア・マボ問題について --その経緯と（特に鉱業への）影響	30

1. 「マボ判決と投資環境」

PNCオーストラリア法人
(山田)

1994年7月

1) マボ判決と投資環境

1981年、オーストラリア先住民エディ・マボ氏とその弁護団がクイーンズランド州政府を相手に、彼等の伝統的な土地所有権を求めて連邦最高裁に訴えを起こした。11年にも及ぶ審理を経て（この間にマボ氏は死亡）、1992年6月3日、オーストラリア連邦最高裁はクイーンズランド州ケープ・ヨーク半島の北にあるマレー諸島の特定の島について、先住民がその土地の所有・占有・使用の権利を有する事を確認する判決を下した。この判決は原告故マボ氏に因んで「マボ判決」と呼ばれている。これによって、過去のオーストラリアにおける国家の土地所有権に関する多くの判例が覆されたという点、先住民に対する差別行為の一つに終止符が打たれたという点で、判決の持つ歴史的な意義は極めて大きい。本判決はこの様な先住民の土地権利がクイーンズランド州の特定の島のみにとどまらず、オーストラリア全土の広い範囲に及ぶ可能性のある事で、鉱業界はじめ農業・観光業など各界に影響を及ぼしている。

一部にこの様な先住民所有の土地が始めてオーストラリアに出現し、オーストラリアが始めて経験する問題であるかの様な印象を与える報道が見られるが、これは間違いで、既に北部準州・南オーストラリア州などではAboriginal Land、Aboriginal Reserveと呼ばれる先住民が所有、または優先的な使用の権利を有する土地が存在している。これらの土地内での鉱業活動は不可能ではなく、先住民との合意が成されれば探査はもちろんの事、鉱山開発も可能である。

しかし、実際には先住民土地内での鉱業活動は限定され、一般に低調である。この一番の原因是先住民土地内での鉱業活動について、ルールが確立されていない事にある。現状では土地管理にかかわる問題は憲法上、州政府の管轄とされている。このため、各州でルールが異なっているのはもちろんの事、先住民土地権利法（1976）により、一応法律的にはルールが確立されているはずの北部準州でも多くの問題が生じている。1976年の法律により先住民土地と認定された地域で、鉱山会社が鉱区を申請している土地の権利者（先住民）を認定するまで10年近くの歳月を要した。また実際の鉱区認可の手続

きにあたっても、法律の運用面での解釈が曖昧であるため、先住民とその代表機関・鉱山会社・準州政府・連邦政府の思惑が入り乱れ、様々なオプションが検討されているにも係わらず、鉱区認可が遅々として進んでいない。ルールはあるが、実際に有効に機能するシステムが確立されていないというのが現状である。

資源開発に係わる投資家、特に海外の投資家、にとって重要な事は土地権利・鉱業権に関するルールが確立され、システムが適性かつスムースに運用されることである。もちろん土地に対するコスト（補償、ロイヤリティー等）が低いに越した事はないが、コストがかかる場合でも、そのコストが算定できれば投資に対するリターンが予想でき、ポジティブにしろネガティブにしろ意思決定ができるからである。鉱区認可・鉱山開発に至るまでの手続きにかかる時間についても同様の事がいえる。先住民土地内のルールおよびシステムが確立されていないために、探鉱・開発にかかるコスト・時間が予想できず、これが本来、最優良であるはずのオーストラリア資源開発への投資環境を若干低下させている原因となっている。

鉱業界は先住民がその所有権を主張できる土地がオーストラリア国内に存在する事を否定していない。鉱業界にとっては、先に述べた様な機能しない現状のシステムを踏襲する様な形での先住民土地権利の認定が容認できないのである。しかし、この機会に現状のシステムを見直し、適正なルール、スムースに運用されるシステムが確立されれば、鉱業界にとってもオーストラリアへの投資環境をより魅力的なものにする絶好のチャンスでもある。従って、マボ判決が鉱業界におよぼす影響はすべてネガティブなものではない。実際、鉱業界側もこの様なスタンスで本件を捉えていると思われる。

先にも述べたが、土地管理に関する権限は憲法上、州政府にある。しかし、先住民は州の成立以前（白人のオーストラリア移住以前）からその土地に住んでおり、もともと州の境界などは先住民にとって関係のないものである。実際、3つの州にまたがる先住民グループが存在している。先住民にとって土地とは単に狩猟などに利用する場所のみならず、むしろ彼らが先祖から引き継いでいる精神・文化が帰依する場所としての意味合いが強い。従って、その州の制度が気に入らないから別の州に移住するという事が可

能な性質のものではない。また、白人社会が先住民社会を駆逐してきたというオーストラリアの歴史に深く係わっている事を考えれば、本問題を解決するには州政府の守備範囲・権限だけでは限界がある。全体のフレームワークとしては、連邦政府による緩やかな統一ルールの下に、各州の事情に従って州政府が実際の土地管理面を担当する（システム作りをする）、というのがもっともらしい解決策の様に思える。

2) キーティング首相の野望

オーストラリア全体におよぶ統一的なルール作りには、各州政府・先住民・産業界にわたる各種利害の調整をはかる強力な調整能力、リーダーシップが要求される。この様な才能を有し、現実にこれを発揮できる政治家は、現時点では消去法でいってキーティングしかいない。（全盛期のホークであれば、彼が適任者であると言えたかもしれないが、今となっては遅すぎる。）自由党のヒューソンは先の選挙での敗北で、リーダーシップの低下が著しい。また、その選挙ではキーティング政権を批判するだけで、待して待っているだけで政権が転がり込んだものを、独自の政策（新税の導入）を掲げたばかりにこれを叩かれ、政権につけなかった。この反省からか、ヒューソンはマボ問題に対して独自の政策を出せずにより、彼に期待するのは無理である。

また、キーティングにはマボ問題に真剣に取り組む、彼自信の必然性もある。1988年の末、当時のホーク首相からキーティングへ首相の座を譲る事が両者の間で約束された。しかし、その後キーティングが「過去、オーストラリアには著名な政治家が存在しなかった」と発言し、これがホークを激怒させ、約束は破棄されてしまった。後にキーティングはホークから力づくで首相の座を奪い取ることになるが、“オーストラリアで歴史に残る政治家”となる十字架を背負うことになる。もっとも、もともと野心家として知られるキーティングとしては望むところではあるが・・・。

先住民社会と白人社会との和解という課題は、過去200年におよぶオーストラリアの歴史の暗い部分を清算するという意味で、オーストラリアの歴史に足跡を刻むことができる。これはキーティングにとって興味深い政治課題である。前回の総選挙の前夜、事前の世論調査ではほとんど敗北が予想される中（実際には逆転勝利を飾ることになるのだが）、ボディーガードや運転手など日頃キーティングの近くで仕事をしている人、40人程を招いて行った個人的なパーティの席上、キーティングはこの選挙に勝利した暁には先住民社会と白人社会との真の和解をめざすと決意表明している。これは勝てそうもないホラをふいたというよりも、政治家キーティングの1つの夢として本音を語つ

たと考えて良いと思う。

選挙に勝ち政権の基盤が確立すると、キーティングはマボ問題に対して積極的に動き出した。これまで単独の省であった先住民関係省を総理府の下に置き、キーティング自らが管轄できる体制を整えた。国会でもマボ関係については自らが答弁に立っている。また、マボ法案について国民の理解を得るために、異例ともいえるテレビでの趣旨説明を行った。最近では連邦マボ法案の上院審議の際、上院のキャスティグポートを握る緑の党（WA）が法案の変更を求めて、特別委員会での審議を要求した。これに対しキーティングは先の予算通過の際には緑の党との交渉に応じ、与党労働党内では変更はしないと決定されていた予算案を修正したが、マボ法案については一切妥協する様子を見せない強硬な態度で臨んだ。緑の党も修正の見込みのない法案をこれ以上審議することは、時間かせぎとしてしかとられないと判断（先住民側に有利な変更を考えていたのだが、反対に法案の早期立法化を望む先住民側からかなりのプレッシャーをかけられた）、特別委員会での審議を断念した。事実左様にキーティングはマボ問題に本気で取り組んでいる。先住民社会と白人社会との和解、新しい共存の方法を見つけることは、歴史に自分の名を残すもってこいの材料だからである。

余談ではあるが、今後のキーティングの経済政策にはあまり期待しないほうが良い。経済が多少良くなっても著名な政治家にはなれないからである。せいぜい自分の政治基盤が危うくならない程度の注意しか払わないであろう。キーティングの主眼は国内的にはマボ問題の解決と共和制への移行、国際的にはAPECによるアジア－太平洋地域（特にアジア内）での主導的な地位の確立にあると見るべきである。国旗改定、シドニー五輪決定の際に共和制移行を印象付けようとした事、APEC会議に出席しなかったマレーシア首相を厳しく批判した事などでも、彼の政治的方向性が窺い知れる。

さて、マボ問題の解決－ひいては先住民社会と白人社会との和解－は、これを利用して自分達の土地権利を確保したい先住民側、この機会に土地問題で有効かつ迅速に対処できるルール・システムを確立することにより投資環境を整備したい産業側、両者を調停することで歴史に名前を残したい政治家との間で、ある程度利害が一致するのである。

この様な環境の中でキーティングは調整に立ち回り、10月18日に連邦のマボ法案の概要の発表にこぎつけた。これに対し、先住民側からの賛同はもちろんの事（もともと労働党は先住民寄りである）、産業界側からも農業関係者の同意が得られた。州政府では当初キーティング案に真向から対立していたVic州のケネット首相から賛意が寄せられたのを始め、WA州のコート首相を除いて、強い反対意見は見られなかった。鉱業界からも、コメントは連邦法案の具体的中味を見てから、といった具合に事態は進展するかに見えた。

3) 連邦マボ法 (Native Title Act) の概要とその問題点

10月18日に発表された連邦マボ法案は、西オーストラリア (WA) 州のコート首相を除いて強い反対もなく、各界から概ね好意的に受け止められたため、本問題の解決に道筋が見えてきた様に思われた。

連邦マボ法案の概要（鉱業関係）は、

- (1) 先住民の土地権利（ネイティブ・タイトル）を認める。
- (2) ネイティブ・タイトルの認定を行うために、新たに審判所を設ける。
- (3) 1993年12月31日までに認可された鉱業権は有効とする。
- (4) 1975年から1993年12月31日までに認可された鉱区内に、先住民のネイティブ・タイトルが存在する場合には、影響を受けたネイティブ・タイトルに対して政府がその補償を行う。
- (5) ネイティブ・タイトルを認められた先住民は、1994年1月1日以降認可された鉱業権の保有者と、鉱業活動により影響を受けるネイティブ・タイトルの補償について、交渉を行う権利を有する。但し、鉱業活動を差し止める拒否権は持たない。
- (6) 先住民と鉱業権者との交渉が不調に終わった場合、審判所が仲裁を行う。連邦・州政府は、国民全体の利益を考慮した上で、審判所の仲裁事項を変更することができる。
- (7) 鉱業権の更新（探査権から採掘権への移行も含む）にあたっては、再度ネイティブ・タイトル保有者と交渉を行わなければならない。
- (8) 鉱業権の失効により、ネイティブ・タイトルは復活する。

これに対しWA州のコート首相は、このシステムは機能せず、鉱業権の確定までに多くの費用と時間を要するため、鉱業立州であるWA州の投資環境に悪影響を及ぼすと反対した。同時に土地管理の問題は憲法で認められた州政府の権限であるとして、WA州

独自の立法を行う事を表明した。

更に11月16日に連邦法の具体的な文案が公表されると、これまでコメントを控えていた鉱業界が強い反対行動に出た。翌日には普段、稳健派として知られる豪州最大のBHP社が真先に法案を批判。12月13日には、全ての大手鉱山会社を含む16社の社長が、新聞の一面全部を使って、連邦法案に反対する事を署名入りで表明した。CRA社、WMC社といった最大手も、国内の探鉱投資を海外に振り向けると揺さぶりをかけた（12月16日）。

また一時は連邦法案に従うかに見えた州政府（北部準州・クイーンズランド州）も反対の意を表明した。

彼らの指摘する連邦法案の問題点は、

- (1) 法案は複雑・難解・長文で解釈が困難なため、裁判・弁護士にいたずらに費用と時間を費やす事になる。
- (2) ネイティブ・タイトル認定のため、そのネイティブ・タイトルがおよぶ範囲の境界の設定、先住民と先祖伝来の土地との関係の証拠調べをしなければならず、このために多くの時間を要すると考えられる。しかし、この認定をいつまでに終わるという、時間フレームの認定がない。
- (3) 探査から開発へ進む段階で、再度先住民と交渉しなければならない。また、開発が長期にわたる場合、探掘権の更新にあたってその都度、先住民と交渉しなければならず、開発が中断される可能性が高い。
- (4) 鉱業権の申請はWA州だけでも年間6000件あり、連邦の審判所での事務処理能力に限界がある。

以上の点はいずれも探査・開発に遅れをきたすものであり、投資環境に悪影響をおよぼす。（但し、マボ判決に対応する新たな法律が制定されなければ、投資環境は更に悪化していたであろう。）

この様な問題点を孕みながらも、連邦法案は政府・労働党が過半数を占める下院を問題なく通過した。上院は労働党が過半数をもたないため、少数政党の民主党、緑の党的

協力（妥協）を必要とする。このため連邦法案は更に先住民側に有利な条件で修正される可能性が高かった。

しかし、鉱業界から強い反発・搔きぶりを受けた連邦政府は、民主党、緑の党との妥協を選択する前に、交渉相手として鉱業界が支持する連合野党（自由党・国民党）を選んだ。つまり、上院で法案を多少鉱業界にとって有利な方向で修正する事により、連合野党からの支持を得ようとしたのである。具体的には鉱業権の更新を自動的に行える（先住民との再交渉を行わない）様にする内容のものである。連合野党の一部議員はこれへの賛成を表明した。しかし、連合野党のリーダー、ヒューソン氏は野党としての面目を保つために修正案に反対する事を決定、民主党、緑の党も反対して、結局この修正案は否定されてしまった。（12月18日）

何としても連邦法案を成立させたい政府・労働党側は、民主党、緑の党との妥協を探る事となる。当然この様な経緯があるため、法案の修正は鉱業界側にとってより厳しいものにならざるを得なかった。連合野党側は最初の修正案に賛成していれば、より鉱業界寄りの法律が得られたのに、反対したがために、結果的に先住民寄りの法律作りに加担した事になってしまった。日本での政治改革法案が社会党の一部議員の反対で、より自由党案に近い形での妥協を余儀無くされたのと同じ様な顛末となったのである。鉱業界は連合野党に対し失望感を表明、特に自由党は四面楚歌の状況に追い込まれた。

政府側は民主党、緑の党との妥協に成功、法案は上院を通過（12月21日）後、再度下院に付議されて12月22日に連邦法として成立した。WA州コート首相は直ちに連邦法を連邦最高裁に提訴すると表明した。

4) 西オーストラリア州マボ法 (The Land Bill) の概要とその問題点

西オーストラリア (WA) 州のコート首相は、連邦マボ法案に対抗するため、11月4日 WA州独自のマボ法案を発表した。その概要は、

- (1) 先住民の土地権利 (ネイティブ・タイトル) を抹消する。その代わりに先住民に伝統的習慣に従った土地使用権を認める。
- (2) 土地使用権が侵された場合には、州政府がこれを補償する。補償の方法についてば、ケースバイケースで州政府と交渉する。交渉がまとまらなかった場合は、州最高裁が仲裁を行う。
- (3) 鉱業権申請に対する先住民の不服申し立ては先住民大臣が受け付け、先住民大臣は鉱山大臣に対してリコメンデーションを行う。
- (4) 鉱業権認可の最終権限は鉱山大臣が持つ。

コート首相は鉱業を中心とする一次産業の振興により、州経済の発展を図り、それを政権維持の原動力としようとしている。従って当然、WA州法案は鉱業優先のものであり、州法案は鉱業界にとって、以下の点で連邦法よりも優れている。

- (1) ネイティブ・タイトルを抹消するため、連邦法の様にネイティブ・タイトルを認定するプロセスを必要としない。
- (2) 土地使用権は一般的に探査活動とは共存し得るので、通常探査ステージでの補償を必要としない。
- (3) 鉱業権認可、補償交渉のプロセスにおける裁判所の介在が最小限である。
- (4) 先住民との補償交渉は州政府が行うため、鉱業権者は先住民と直接交渉をする必要がない。

しかし、鉱業界に有利な分、先住民側から見れば法的解釈に関して多くの問題点が存在する。

- (1) ネイティブ・タイトルの抹消は、連邦最高裁のマボ判決の精神に反する。
(WA州側は土地使用権を認めており、マボ判決の精神に合致していると解釈している。)
- (2) 同様に人種差別法に抵触する恐れがある。
- (3) 連邦法と主要部分で著しく矛盾しており、連邦法の成立により、これら重要な部分が無効とされる恐れがある。

上記について、先住民との裁判闘争は避けられず、マボ問題の解決までに更に時間を要し、投資に対して不透明感を与える事になった。これは鉱業界にとっても歓迎すべき事ではないため、11月19日の新聞報道によれば、CRA社がコート首相に対し、連邦と問題解決のための話し合いを持つ様に、ロビー工作したと言われている。

連邦自由党は先住民のネイティブ・タイトルを認めており、いわば連邦政府とWA州政府との中間的立場にある。本来であればリーダーであるヒューソン氏が、連邦とWA州政府（自由党・国民党連合）との間の調整を図る様動くべきと考えるが、自由党内でのリーダー争いが絡んで、WA州選出の自由党議員の支持を失いたくないため、有効な手立てを打てないでいる。

当然の事ながら、連邦政府はWA州政府に対し、連邦法に従わない場合、先住民のネイティブ・タイトルに対する補償費の補助は行わないと、揺さぶりをかけている。（潜在的にネイティブ・タイトルが保存されていると考えられる土地の面積はWA州が最も大きく、従って補償費の額も他州に比べて大きくなると予想されている。）

一方、WA州はもともと連邦政府に対する反発が強い州のため、連邦政府に対し強硬な姿勢をとる事は、政治的パフォーマンスとしては有効な手段であり、コート首相の政治基盤の強化につながる。実際、州法案発表以後コート首相の支持率は上昇しており、11月29日の世論調査では、初めて州野党のリーダー、ローレンス女史の支持率を上回った。

こうした状況を背景に、コート首相は連邦法案に先駆けて州法の成立を計ろうと、

WA州史上初めてという、上院での審議打ち切りを行い、12月2日強引にWA州マボ法（The Land Bill）を議会通過させた。（WA州では上下両院とも自由党・国民党連合が過半数を有しているため、採決に際して問題は起らなかった。）

先住民側は直ちに、人種差別法に抵触するとして、WA州法を連邦最高裁に提訴した。

5) 今後の展開

既にお気付きの様に、現在WA州では連邦法・WA州法という相容れない二つのマボ法が存在している。そしてその両者とも連邦最高裁に提訴されているという、複雑な状況に置かれている。

土地管理に関する問題は、憲法で保証された州政府の権限である。連邦法は土地管理に関する問題にまで踏み込んでおり違憲である、というのがWA州政府の主張である。一方で、マボ関係法は人種問題に関する法律、各州にまたがる問題に関する法律であり、連邦の管轄事項であるという解釈もある。

WA州法はWA州の先住民から、ネイティブ・タイトルの抹消は人種差別法に抵触する、として提訴されている。また、マボ関係法が連邦の管轄事項であるとすれば、憲法上、連邦法の成立以後は、連邦法が州法を上回る事になり、州法の主要部分は無効となる。

連邦法一州法の裁判闘争の決着は、来年まで持ち越されそうな様子である。それまでは二つの法律とも有効であり、WA州で活動する鉱山会社は、矛盾する二つの法律に縛られるという、不確かな状況にさらされる事になる。

州法はネイティブ・タイトル認定の作業を必要としない他、鉱区認可・補償についてのプロセスもシンプルであり、連邦法に比べて鉱業界にとっては優れた内容のものである。しかし、マボ判決で認められたネイティブ・タイトルを抹消してしまう事に問題がある。筆者が法律専門家から聞く範囲では、連邦最高裁の判決は、連邦法にとって有利なものになる可能性が高い様である。

マボ判決で示されたネイティブ・タイトル認定の条件は、かなり厳しいものである。先住民はその土地に白人が移住して来る以前（200～150年前）から現在に至るまで、先住民とその祖先が継続してその土地と関連があったという事実を、証拠に基づいて証明しなければならない。マボ判決の舞台となったマレー諸島では、登記簿の様な土地の所有、使用および相続に関するきちんとしたルールが確立されていた事が、ネイティブ・タイトル認定の決め手になったと言われている。しかし、オーストラリア本土の先住民

の間で、どれ程この様なルールが確立されていたであろうか？1994年2月の時点で、3件のネイティブ・タイトル申請が審判所に提出されているが、3件とも証拠不十分で却下（差し戻し）されている。マボ判決で示されたネイティブ・タイトル認定に必要な条件を考慮すれば、実際上、ネイティブ・タイトルの立証は困難であり、本土内で新たに認定される土地の面積は、それ程多くないだろうと言われている。（マボ判決以前に既に、政府によりかなりの土地が先住民土地、先住民保護区として認定されている。）

いずれにしろ、ネイティブ・タイトルが認定されたとしても、先住民との交渉のプロセスを踏めば（かなり手続きは面倒になるが）、探査・開発は可能であり、必ずしも探査対象となる土地が減少する訳ではない。またその鉱業権が有効である間は、先住民からネイティブ・タイトルに関して訴訟を受ける心配は無くなった。

6) あとがき

1992年6月の連邦最高裁によるマボ判決の結果、オーストラリアにおける投資環境が悪化したと考えるのは、長期的観点からすると間違いである。カナダでのイヌイット自治州政府の承認、南アフリカでのアパルトヘイトの撤廃、黒人への参政権の付与など、世界的な趨勢としては、先住民の権利・人権を認める方向に動いている。オーストラリア先住民のネイティブ・タイトルに関する連邦最高裁の判決も、早晚、避けられなかつた事態と認識している。

確かにマボ判決により、鉱業権の有効性が疑問にさらされた点、法体系の整備が十分でなく鉱業権の確定に手間かかるという点で、一時的に投資環境が悪化している事は否めない。しかし、マボ判決後の混沌とした状況（特定の土地にネイティブ・タイトルが存在するかどうか、一々裁判で争わなければならない、いわゆる無ルール状態）に比べれば、ルール作りが成されたという点で改善された。また、これらの法律が出来上がる過程で、問題点が明確になってきた。連邦法－州法の対立が法廷で決着すれば、いびつな形ながらも、上がるべき土俵が出来上がる事になる。その後、その土俵をより円形に近づける様、法律の整備を行ってゆけば、オーストラリアでの鉱業投資に関する不確実性は、徐々に取り除かれるはずである。

オーストラリアに白人が入植して以来200余年、この間に積み上げられた問題、相互不信を数年で一挙に解決しようとするのは無理であろう。”1) マボ判決と投資環境”でも述べたが、オーストラリアはまさに今、先住民と開発との新しい共存関係を模索する生みの苦しみの中にあると思う。

マボ判決およびそれに伴う法体系の不備のため、一時的に鉱業投資が不透明な状況に置かれている事は事実である。しかし、オーストラリアが世界一のウラン埋蔵量を持ち、今後の探鉱により新たな鉱量が追加されるポテンシャルが高い国である事に変わりはない。マボ判決よりもたらされた短期的な混乱に惑わされる事なく、動燃は従来通り長期的な視野に立って、オーストラリアでのウラン探鉱を考えてゆくべきであろう。オー

ストラリア国内の鉱山会社が、探鉱投資の比重を海外に移すと言っている事は、逆に動
燃にとって有望鉱区に参入したり、新規鉱区取得に対する競合を低下させる、チャンス
と言えるかもしれない。

2. 「MABO,The High Court Decision on Native
Title-Discussion Paper,June 1993」
のSummary部分の翻訳

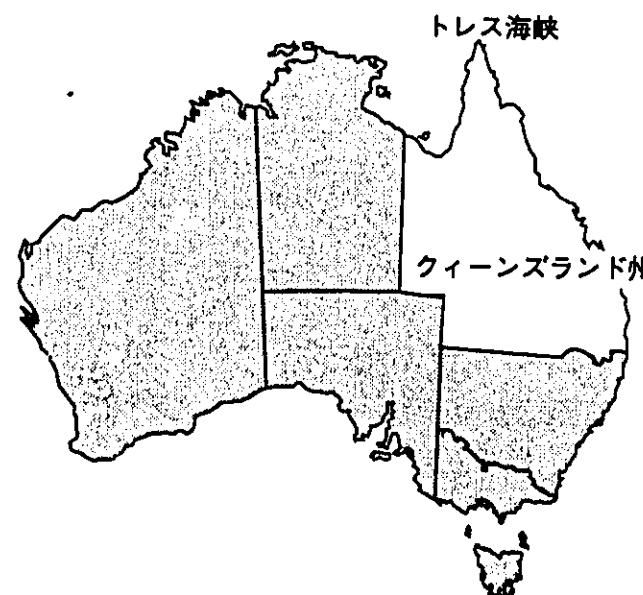
鉱床解析室

(和田)

1993年 9月

はじめに

1992年6月、オーストラリア連邦最高裁判所は、ムイレ島のエディ・マボ他3名がクイーンズランド州を相手に訴えていた伝統的土地所有権について、これを認める判決（いわゆるマボ判決）を下した。これに端を発し、先住民は大規模な土地所有権を申請し始め、資源開発を進めている鉱業界や、広大な農地を必要とする農業界に大きな影響を及ぼすこととなった。この様にマボ判決はオーストラリア社会にとって極めて重大な意味を持つ。本件に聞し、オーストラリア政府は本年6月、討議資料として “Mabo, The High Court decision on Native Title—Discussion Paper, June 1993” を発表した。1993年は国際先住民の年でもあり、マボ判決および関連問題理解のため、この討議資料のSummary部分を紹介する。



1. 背景

1992年6月3日、オーストラリア連邦最高裁判所は、マボとクイーンズランド州間で争われている訴訟について、オーストラリア慣習法（The common law of Australia）による先住民土地所有権（Native title to land）を認めるという判決を下した。

最高裁判所は「ヨーロッパ人の植民の時期に、オーストラリアはterra nullius（誰にも属さない土地）の状況にあった」というこれまでの見解を否定し、以下の場所においては「先住民土地所有権は今日まで存在し続けることが出来る」と述べた。

- 1) アボリジニーおよびトレス海峡島民がヨーロッパ人が植民を行っていた期間を通して、その土地との関係を維持してきた場所。
- 2) 彼らの土地所有権が大英帝国、植民地政府、州政府、特別州政府および連邦政府の法律によって消滅された場所。

更に最高裁判所は、先住民土地所有権の内容「それに含まれる権利」はこれに関連するアボリジニーおよびトレス海峡島民の伝統的な法および習慣に従って決定されるべきであると裁定した。

問題は、土地に関する権利を議会を通過した一般の法律によってではなく、ヨーロッパの植民に先行する慣習法（common law）による継続によって得られる権利として如何に認定・処理するかである。

更に広義の意味で、マボ判決はアボリジニーとトレス海峡島民が彼らの土地から追い立てられたことを強調している。

その論理は「その土地とのつながりが断たれている」という理由で、今この判決から利益を得ることができない人々に対しても、その歴史的権利侵害の程度を政府がさらに考慮するよう求めているように見える。

マボ判決は先住民と非先住民の関係に関するいくつかの長期的争点に焦点を合わせた討論を求める事になった。適切に取り扱われると、それは和解過程を強化する画期的な出来事となりうる。

2. 法律上の位置 (The Legal Position)

この判決は多くの法的疑問を引き起し、また多くの不明確な点を残している。中でも最も重要な問題は先住民の土地所有権が土地における他の権利と如何なる関係にあるのかということである。

この判決は政府によって認可された土地において、法的に有効な諸権利よりも先住民土地所有権が優先するとは言っていない。法的に認可された土地自由保有権 (freehold title) 「およびおそらく土地賃借権 (leasehold title) も含む」の存在するところは先住民土地所有権を消滅させるであろう。

土地自由保有 (freehold) または土地賃借 (leasehold) ほどではないが、法的に有効な土地権利に関する諸認可が先住民土地所有権に優先するかどうかについては明確ではない。しかしそれらは明らかに先住民土地所有権を弱める。すなわち、いかなる程度にせよ、その認可と矛盾している限り、先住民土地所有権は減少されることになる。

ひとつの法的見地から見て、1975年10月31日以来のいくつかのこのような土地の権利に関する諸認可（そしておそらくそれらの認可のもとになった関係法律）は、しかしながら無効かも知れない。なぜなら、その日から発効した“連邦人種差別法1975 (RDA)”は、先住民土地所有権を非差別的な方法で取り扱うことを要求しているからである。

土地の権利の認可が賠償を伴わないで先住民土地所有権を消滅あるいは減少させる場合とそのような認可が賠償を伴わないで他の権利を消滅あるいは減少させない場合は、その効果は差別的であろう。また、先住民土地所有権のある土地に影響を及ぼす訴訟 (actions) が土地の他の権利に影響を及ぼす同じ手続き上の必要条件を条件としない場合にも、差別が生じるであろう。

3. 先住民土地所有権の確認 (The Identification of Native Title)

「先住民土地所有権保有者自身の権利」、「土地（産業も含む）の権利に関する他の権利」および「効率的に土地を管理するために必要な政府の権利」に関し、オーストラリアは「先住民土地所有権の保有者および境界」を確認する必要がある。これは最終的には土地の管理者に対する難問への回答となるにちがいない（すなわち、土地管理者は、その土地を誰が所有し、またその境界が何処かまだ明確でないような先住民土地所有権を公正に処理することを要求されるという問題に対する回答）。

現在の優先事項は先住民土地所有権が存在すると主張される場所を知り、これが相対的に不正がない先住民土地所有権であることをすみやかに承認し、また「その有効性」さもなくば「ある目的（鉱業、住宅、牧畜、あるいは公的目的など）のために用いることを提案されている地域に対し先住民土地所有権を請求することの有効性」を決定することである。請求の登録や決定（および調停）に関する専門化した裁判所の機構は法廷を当てにするよりも、より迅速な、より効率的な、より確かな、より組織的な方法を定めることができるだろう。大規模訴訟によっておこり得る「コミュニティーの意見が落ち着かなかったり、分裂すること」は避けるべきである。

一方、土地の管理は主として州または特別州の問題であり、裁判所は、首尾一貫した國の方針をより確実なものにするため、連邦政府にとって受け入れ可能なパラメーターの中で動くべきである。

このような裁判機構には適切な手段を講じることが必要であろう。また、権利は人々がそれを追及する能力を持たなければ完全に存在すると言えないので、調査・公表されることを請求するための手段を定める必要がある。請求のための整然としたプロセスを作ることに関しては、主要な役割を持つべき“アボリジニーおよびトレス海峡島民組織”については厳しい訴訟事件がある。裁判所において審理されることを望んでいる非アボリジニーに対する財政的援助は、場合によっては考慮できよう。

4. 現行認可 (Existing Grants)

1992年6月までは、土地の権利の認可 (grants of interests in lands) は、先住民土地所有権に優先してオーストラリアの一般法 (Australian law) の中に承認された。RDA (オーストラリア人種差別法1975) に関する違法行為がもしあったとすれば、それは不注意であった。認可は1992年6月以来、継続して実施されており、その間、国はマボ判決との係わりを評価し、政策へ反映させようと試みているところである。

- ・連邦政府はもし必要ならば、現存する土地所有者の権利が保護されることを保証するよう、行動するだろうという保証を与えてきた。

1975年以来認可された土地権利について、明確に法的有効性を与える場合、いくつかの選択が利用できる。法律上の見地によってそれらは変化する。すなわち、

- ・全てのケースにおいて、先住民土地所有権が継続して存在することを確認し、それを認可させるための法律制定。
- ・問題となっている土地の先住民土地所有権の消滅。
を通して。

より好ましい取り組み方としては、その諸認可が法的に有効とするため、先住民土地所有権の如何なる消滅をも最小限の必要事項として維持していくことである。法律制定は（可能ならばどこにおいても）認可の「期間中認可」を条件として、先住民土地所有権が存在し続けるということを規定するであろう。この概念は鉱業権 (Mining lease) に関連して最も容易に適用できるだろう。他のケースではこの場合より困難かもしれない。

先住民土地所有権が消滅あるいは減少するいかななる場合にも、政府によって賠償が支払われるであろう。

5. 将来の認可 (Future Grants)

前述の“現行認可”行動は過去の決定から生じている諸問題を解決するために必要であろうが、「有効性の疑わしい認可」が過去に遡って有効であることを保証するために、「継続することができる」と固執することは許されることではない。早期に打ち切り日(cut-off date)が制定されるべきである。より基本的なこととして、早急に先住民土地所有権を承認するための新しい土地管理体制に移行する必要がある。

この新しい体制は、先住民土地所有権の処理のための基本原則を確立するため、国家ベースで制定され、法律を根拠とすべきである。この「枠組-設定」法律は同時に過去の法律的に有効な認可および将来正当な手続きを踏んで出される認可の基礎を定めるべきである。

新しい土地管理体制を設立するにあたって、さらに必要な条件としては、特別土地法(specific land laws)および諸手続きの再調査および、当然のことだがそれを更新することである。潜在的に改訂の必要がある「連邦政府、6州(main State)、北部特別州(Territory)の法令」には以下を含む：(すなわち、政府所有の土地(Crown Land)、アボリジニーおよびトレス海峡島民の土地の所有権または留保、鉱業、水理権、森林管理、漁業、保護管理地区および土地の強制的な取得、に関するもの)。

新しい体制の設立には時間が必要である。

土地管理の問題として今後は、政府が土地の権利認可を意図し、その土地が確実に先住民土地所有権の影響を受ける場合には、関係するアボリジニーおよびトレス海峡島民は少なくとも他の土地権利保有者と同等に取り扱われるべきである。

土地法改定への代案および先住民土地所有権を考慮するための処置としては、先住民土地所有権を法定権利(statutory titles)に変えることであろう。これは恐らく「先住民土地所有権に関する諸権利を、ひとまとめのよりよく定義されたものに代えるという点で大筋魅力があろう。しかしながら、このような交換を強要することは間違いであろう。

一方、この概念は、将来話し合いの余地があるかもしれない。しかしそれはマボによって持出された土地管理の困難さを包括的または短期的に解決することには相当しない。

6. 交渉と同意 (Negotiation and Consent)

人種差別法1975 (RDA) と非差別 (non-Discrimination) の原則は、先住民土地所有権を取り扱う場合の重要な基準を定めている。

しかしながら、それ以上、法令によって先住民土地所有権を保護することが「土地に影響を及ぼしている提案された訴訟に関して、先住民土地所有権保有者に同意・交渉またはそのいづれかの権利を与えることによって」規定されるべきかどうかという重要な疑問がある。先住民土地所有権は元来の権利として、このような保護に値する「非常に重要な土地の権利」だと主張される。この主張はこの土地に対するアボリジニーおよびトレス海峡島民の特別な愛着を反映している。

最高裁判決は、何ら絶対的な同意の権利 (absolute right of consent) を与えていない。しかし、必要条件を満たした権利 (qualified right) が法令化されるであろう。

すなわち、

- ・その中で、先住民土地所有権保有者が拒否権 (veto) を持つであろう状況一覧表を作成すること（例えば聖地 (sacred site) の保護）。あるいは
- ・先住民土地所有権保有者にそれらのリストに上げられたもの以外の全ての状況について同意の権利を与えること（例えば、国家的所有権）。あるいは
- ・上記2点の混合したものである。

一連の要素は同意の権利を規定するかどうかの決定に重点がおかされることを必要とする。

同意の権利があるかどうかにかかわらず、交渉は、時には、「先住民土地所有権と提案されているその土地の使用」を調停する比較的迅速かつ柔軟性に富む調停手段となり得る。政府は正に政策問題として交渉を促進すべきである。それは、政府がマボによって持出され土地管理異議申立てを取り扱う場合に、政府が必要とするだろう一つのテクニックである。

これ以上の場合には、アボリジニーおよびトレス海峡島民の土地に対する特別な愛着は、土地に影響を及ぼしている提案訴訟について交渉／仲裁に関する枠組を設定する法

律制定に反映されよう。しかしながら、1975年以来なされた土地権利の認可の確認のための条件として、交渉または同意を要求することが適切、あるいは過去に遡って実行し得るとは考えられない。

7. 他の土地管理問題 (Other Land Management Issues)

考慮に値する3つ他の土地管理問題がある。

第一に、最高裁によれば、先住民土地所有権の内容はそれに関係している人々の法および慣習によるということなので先住民土地所有権権利を普遍的に定義することは不可能である。しかしながら、このことは能率的に土地を管理するのに克服できない困難さではない。例えば、賠償を行うということになった場合に、必要なことは、ぜひとも全ての権利を決定することよりもむしろ権利の喪失に対して支払い可能な額を査定することである。

第二に、賠償の決定は「裁判所または提案された裁決機関にゆだねられるか」あるいは「交渉題材」であろう。しかし、法律制定のための枠組を制定することにメリットがある。

第三に、大規模な訴訟を避けるというやり方で、マボ判決によって提起された土地管理異議申し立てを処理することは望ましいが、同判決によって未定のままになっている重要な原則をはっきりさせるために法廷訴訟を容易にすることが事態を解決の方向に進めていく上で最も適切な方法かも知れない。

8. 司法と経済開発 (Justice and Economic Development)

これらの土地管理問題は、アボリジニーおよびトレス海峡島民のための司法 (justice) と経済開発を達成するための諸努力という、より広い背景の中で考えられるべきである。マボ判決に対し政府は、「合法性、経済開発および和解にわたるパッケージ」として、しっかりと取り組むべきである。

いかなるパッケージもその大きさ (scale) と範囲 (scope) は予算実体によって左右されるだろうが、アボリジニーおよびトレス海峡島民に関する政府の率直な立場と調和するべきである。

アボリジニーとトレス海峡島民の権利と経済開発間の「土地の奪取 (dispossession) 、土地、より良い関係」に影響する第一歩であること (initiative) にメリットがある。

- 1) アボリジニーおよびトレス海峡島民に、産業の分配金を与える手段（それは恐らく、先住民土地所有権のある土地における経済開発プロジェクトに関する収入相当の支払いを通じて行われる）。
- 2) 特に、土地の取得に対する国の賠償基金（これは土地を奪われたアボリジニーおよびトレス海峡島民の要求を満たす助けとなる）。
- 3) アボリジニー保留地 (Aboriginal reserve) と譲渡されてない国有地 (Crown Land) の適切な地域をアボリジニーおよびトレス海峡島民の所有権に移す。

このような処置は個々に、または組み合わせて行われるであろう。例えば、収入相当金は賠償基金の資金供給の一部をもたらすであろう。

マボ判決は法廷土地権利の必要性を除去するものではないし、またオーストラリア全土にわたって効力のあるアボリジニーおよびトレス海島民の世襲（相続）財産法令 (heritage Legislation) の必要性を除去するものでもない。

9. 調停 (Reconciliation)

マボ判決は“terra nullius”の見解（アボリジニーおよびトレス海峡島民の土地奪取の基礎となっている）を一掃している。それはオーストラリアの一般法の源として、習慣法および伝統を認めている。それはオーストラリア大陸の最初の所有者としてのアボリジニーおよびトレス海峡島民の前からの場所に基づき、土地に対する新しい権利を定めている。

このように、マボ判決はアボリジニーおよびトレス海峡島民の社会的、文化的、経済的権利付与に大きく貢献するものとみなされる。

アボリジニー調停評議会（The Council for Aboriginal Reconciliation）は、同判決が先住民と非先住民との関係に関する多くの長期的問題を必然的に再考査することに通じると信じている。アボリジニーおよびトレス海峡島民の代表は政府に対して同様の目的を持つ妥協プロセス（Settlement Process）を提案している。

憲法上の変更や自治のような問題は複雑、微妙で、しばしば誤解される。これらはまだ十分に定義されていない。しかし、これらは継続して調停プロセスにおける討議の主題となっていくべきである。またその調停プロセスはマボ判決に対する一般の人々の理解と、土地の利用に関する「争いよりもむしろ協力への風潮作り」に役割を持つ。

10. 原則の枠組み (Framework of Principles)

進行中の協議の基礎として、マボに関する連邦政府の内閣委員会は「先住民所有権に関する最高裁判決から生じる含みや曖昧さに対応するという」やりがいのある政策課題を導くためのカギとなる原則を提案した。

（出典：Mabo, The High Court Decision on Native Title -Discussion Paper, June 1993）

3. 「オーストラリア マボ問題について」

・ その経緯と (特に鉱業への) 影響

国際部資源開発室

(永島)

1994年 5月

1. マボ判決ー連邦最高裁判所(92年6月3日)

○クイーンズランド州、マレー諸島（1879年にクイーンズランド州政府に併合）のエディ・マボ氏による「メリアム族（メラネシア系、住民約400人）の土地所有権」の訴えを認めた。

英国統治下でのオーストラリア（NEW州）、あるいはその法をもととするクイーンズランド州によるマレー諸島「植民、併合」の前提となった「所有者のいない土地の概念（Terra Nullius）」を否定。

且つ、併合時の施行法（クイーンズランド法）に従い、

- ・クイーンズランド州（主権）がその土地に関する究極的権限を持っており、
- ・その土地に関する先住民の権利 -Native Title- は、それと共存できない他の権利により先住民権利が消滅させられていないことから、継続する。

○Native Titleの性質、内容

—関連する先住民の慣習、習慣に従う権利であること。

—但し一般的認識として、

- ・土地を使用する権利。
- ・通常、住民のグループ（部族）として所有権を持つ。
- ・その権利は部族以外には譲渡できない。
- ・先住民所有権は関係政府により何時でも消滅し得る。

○Native Titleの確立条件

—「土地との伝統的な関係」があり、それが「実質的に今日まで続いていることの証明」が必要。

（マレー諸島の土着的部族と比べ、移動性の高い大陸本土先住民にその証明が可能か？）

—先住民の所有権が、それと共存できない権利の賦与（政府から別の人間への土地の売却、私有地化など）によって消滅していないこと。

2. マホ判決の背景—過去の植民行為の問題性

○国内外の先住民保護の流れを踏まえたもの

- 連邦人種差別法（1975年10月）の制定。
- 市民的・政治的権利に関する国際規約選択議定書（1979年）へのオーストラリアとしての調印。
- カナダ、米国での先住民権保護に係わる判決（カナダ・イヌイット、米国・インディアン保護）。

○西欧列強の植民法に対する反省

- 先住民をカンガルーのごとく殺して來たことへの贖罪感とこの暗い過去への訣別の思い。
〔18世紀の西欧列強の考え方=原始国を併合し、保護を行う。（実際には分け前の整理のための国際法であった）〕

<u>併合・植民の方法</u>	<u>現地住民の同意</u>	<u>併合の基礎となる法</u>	<u>財産所有権の継続性</u>
・占領（Conquer）	不 要	現地法	継続性あり
・割譲（Cession）	必 要 ニュージーランド北島（マオリ族）	現地法 (但し割譲条約内容による)	"
・植民（Settlement）	不 要 オーストラリア (クイーンズランド州政府のマレー諸島植民含む) ニュージーランド南東	自国法	自国財産化

・植民の前提・

（当 初：無人の土地を基本⇒その後：社会制度の発達していない部族の居住地にも適用）

3. オーストラリアでの土地の区分（次図・表参照）

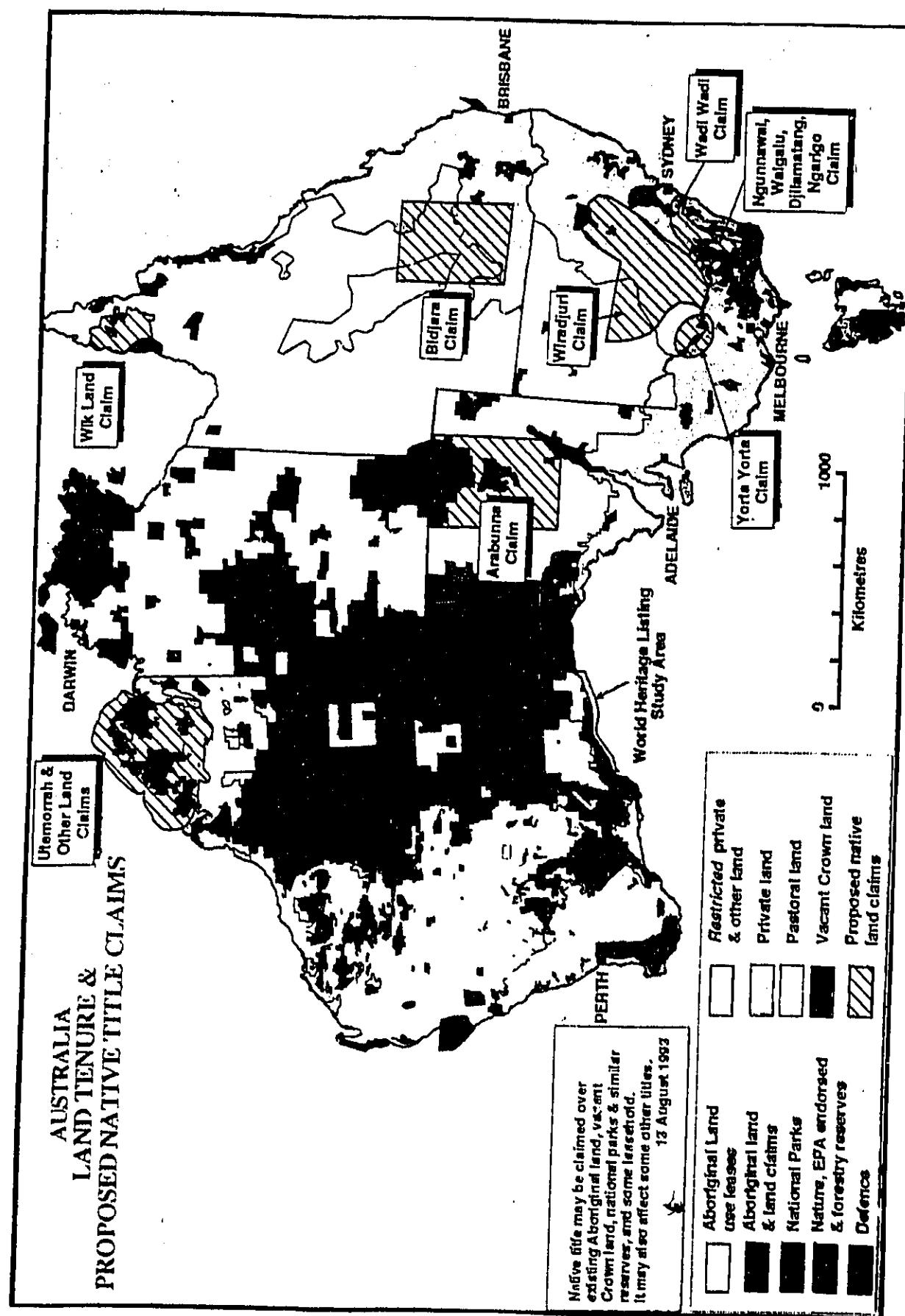
英 国 王 →連邦→州委譲（主権 グラント・許可する主体）



*W. A. 州での私有地は別として、採査・採掘権は他の土地区分上にも設定できる。
相手側（土地保有者側）の拒否権なし（N. T. での先住民自由保有地除く）。

- ・連邦先住民土地権 (Native Title Act) **では結局、
- ・カテゴリー(A)(B)については土地権は自動消滅（消滅したものへの政府補償は必要）。
- ・カテゴリー(C)(D)については先住民による土地権請求の可能性認める。

オーストラリアの土地区分と先住民土地権 (Native Title) 要求 (1993. 8. 13時点)



オーストラリアの土地区分とその面積（1993年）

(単位:千km²)

土地区分	QLD	NSW	VIC	SA	WA	NT	TAS	ACT	連邦土地法が カバー
自由保有地 (1582.9)	625.2	405.6	155.3	158.3	204.9	6.4	27.2	-	A
政府リース地 (3236.0)	939.3	308.9	0.1	418.5	900.1	668.2	-	0.9	A/B (C)
先住民 自由保有 国立公園 (24.3)	-	-	-	-	-	24.3	-	-	D
空白政府 所有地 (960.9)	0.6	1.4	-	8.3	863.5	82.8	4.3	-	D
自然保護地 (509.7)	52.9	38.1	30.6	203.7	154.8	15.0	13.4	1.2	D
森林保護地 (152.1)	43.9	34.6	36.4	1.0	20.9	-	15.2	0.1	D
水資源保護 地 (10.9)	0.3	2.8	1.4	0.2	5.3	-	0.9	-	D
軍用地 (18.5)	3.8	0.4	0.4	3.6	6.5	3.5	0.3	-	D
鉱業保全地 (5.0)	4.3	-	0.3	-	0.4	-	-	-	D
他の政府所 有地 (80.7)	13.9	6.4	2.0	0.8	42.8	12.3	2.5	-	D
混成土地 (8.8)	0.8	1.9	1.1	-	0.8	-	4.0	0.2	D?
合計面積 (6589.8)	1685.0	800.1	227.6	794.4	2200.0	812.5	67.8	2.4	/

4. マボ判決を踏まえた政府の検討案

(1) 先住民土地権に対する理論的解決策

- ① 裁判所もしくはそれに準じた機関による土地権の裁定
・個々の地域毎に一つ一つ検討する
- ② 土地権の包括的消滅（と必要に応じての賠償）
- ③ 通常の土地所有権（自由保有権）と交換する。
(但し、先住民土地権法—北部準州（1976、連邦法）に基づく、先住民自由土地での探査に対して申請された探査・採掘権の賦与手続きが全く進んでいない事例あり)

(2) 実際に政府がとった措置

○連邦政府 — ①に近い法律を制定（裁判所でなく審判所による裁定）。

“Native Title Act”(1993年12月22日)

○W.A.州政府 (連邦法による先住民土地適用可能地となる広範囲のVacant Crown Landを保有)

— ②に近い法律を制定。

“The Land Bill”(1993年12月2日)

5. 遠部先住民土地権法 (Native Title Act) 骨子

(1) 先住民の土地権利（自由保有権に相当）を認める

一但し土地の使用権に限定。鉱物権は否定。

(2) 政府による“過去の行為”的有効性の確認と先住民土地権の消滅

〔「過去の行為」とは—土地に係わる93年6月30日までの立法に従う権利認可、およびそれにもとづく12月31日までの実行措置（鉱業権の賦与等、過去に賦与された権利の継続・更新権*も含む）。〕

一先住民土地権と共存しない土地（下記①、②）の権利確定（即ち先住民土地権は消滅）と、そこに土地権を認定された先住民への政府による“正当補償”を行う。

①私有地・自由保有地 事業用リース・公共用事業保護地
②牧場用リース地 } 即ち前記(A)が示すの土地

*既に、グラント、許可された採掘・探査権はそのリース・許可期間中の当該権利は有效。権利失効後に先住民の土地権有効化（1975年10月から）権利有効期間までの先住民への損失に対する政府の補償を伴う）。

(3) 政府による“将来の行為”的手続きの設定

〔「将来の行為」とは—94年1月1日以降に行う先住民土地権の存在する土地への別種の権利の設定（政府所有地の私有地化、採掘権等）〕

一先住民土地への「将来の可能な行為」とは、

- ① 先住民の生活、土地への出入の自由等を冒さないもの。
(通常の自由保有権のように扱うこと)
- ② 土地権を侵害する「行為」に対して補償を受ける権利が前提となっているもの。
- ③ 先住民との協議にもとづく合意がなされたもの（鉱業権の賦与等）。
- ④ 政府による土地強制収容（事前の交渉と補償は必要）。

一先住民の土地権の認定及び関係者間の補償等の合意のための協議を司る連邦審判所（National Native Title Tribunal、裁判官、元裁判官、経験者、弁護士からなる）の設定（設定手続きは文末の表参照）。

〔但し、州・連邦政府は審判所裁定をくつがえす権利を留保する〕

6. 遷邦先住民土地法にもとづく土地権上の鉱業権手続き

(1) 1993年12月31日以前の鉱業権（探査申請権含む）に対して今後、該当鉱業権内に先住民土地権が立証された場合

- 鉱業権有効期間の土地使用権侵害に対し政府が先住民に対し“正当補償”（他の自由保有地に対してなされる補償と同等のもの）を行う。

・但し、既得探査権・採掘権の更新延長（既探査申請権の探査許可含む）、採掘鉱物種の変更、事業内容の変更

⇒「過去の行為」とみなされ、当事者の権利には影響なし。

・採掘権域の変更、探査権から採掘権への切換

⇒「将来の行為」とみなされ、土地補償等に係わる協議（不調の場合は審判所裁定）が必要（*鉱業収入、ロイヤルティ支払い等に準拠する補償も可能であるが、当事者の義務ではない）。

但し、先住民土地保有者自身がそのような鉱業権の設定に対し拒否する権利はない。

(2) 1994年1月1日以降の鉱業権の取得

・鉱業権の申請（探査権から採掘権への切換え、採掘権域の変更を含む）

政府から（潜在）関係者への通知

2ヶ月 ↓ → 異議なし（鉱業権の認可）

関係者からの異議申し立て（土地権の立証手続きと並行するであろう）

4～6ヶ月 ↓ 関係者間協議（政府仲介）

協議不調

4～6ヶ月 ↓ 審判所裁定（補償、鉱業権賦与の撤回等）

審判所決定

2ヶ月 ↓ （州・連邦政府による変更決定）

鉱業権の許可

（関係者間の合意内容、あるいは「正当補償」に従う補償を伴う）

7. 連邦先住民土地法の評価と今後の問題点

○先住民土地権に関する法律の制定で、今後の対応方法が相当明らかになり、大きな混乱が避けられたことはかなり評価される。

- 先住民土地権の請求可能地域が Vacant Crown Land 等に限定されたこと。
- 各種手続きがおおよそ定められたこと。

○不明確な点／今後の問題点

(1) 連邦法にもとづき、各州がそれに準拠した法律を制定して手続きを進められるか（既存各州鉱業法、一般土地法などのシステムとの調整をどうしていくか）？

- W. A. 州は違う体系の土地法を制定した。
 - ・同州政府は連邦法を最高裁に提訴（州の土地権限を剥奪したとの論点から）
 - ・先住民は W. A. 法を提訴（先住民土地権の包括的消滅を理由に）

(2) 先住民土地権の認定のためのタイムリミットがない。

- 各先住民族からの繰り返しの土地権請求の可能性がある。

(3) 鉱業権の設定のための期間の長期化。

- これまでに 1 年近く余分な期間、手続きを要する可能性がある。
- これに要する弁護士費用がかさむ（特に土地権請求対象範囲の広い W. A. 州）。

(4) 先住民土地権法—北部準州（1976. 連邦法）との整合性（そこでは先住民に鉱業権拒否権を与えていた）をどうとるか？

- 現在係争中。

(5) 鉱業会社として自己の権利をどう確保するか？

- 自社からの関連土地の非先住民土地認定請求／自社による関連土地の購入。
- 先住民との関係改善、相互不信の解消、信頼感の熟成。
(先住民への教育・雇用、先住民の伝統的生活様式への白人側の理解)

連邦先住民土地法による土地権の認定手続き

